(趣旨)

- 第1条 県は、介護福祉士修学資金等の貸付に要する費用について、社会福祉 法人埼玉県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)に対し、毎年度の予 算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第58条第2項から第4項まで、社会福祉法人に対する助成の手続を定める 条例(昭和38年埼玉県条例第15号)及び補助金等の交付手続等に関する 規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるも ののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる実施要綱に基づいて行 う貸付事業及びそれに係る貸付事務費とする。
 - 一 「埼玉県介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱」(平成28年4月1 日福祉部長決裁)
 - 二 「埼玉県介護分野就職支援金貸付事業実施要綱」(令和3年6月3日福 祉部長決裁)
 - 三 「埼玉県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱」(令和3年6月3日福 祉部長決裁)

(貸付事務費)

第3条 当該貸付事業に係る事務費は、貸付けに関する事務を行っている期間、1年度につき3,880万円を上限とする。

(申請書の様式及び提出期限)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その 提出期限は、毎年度別に定めるものとする。

(申請書の添付書類)

- 第5条 前条の申請書には、次の書類を添付するものとし、規則第4条第2項 第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
 - 一 貸付事業計画書(別表1)
 - 二 所要額調書(別表2)
 - 三 埼玉県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付事業特別会計収支予算 書又は補正予算書(見込書)(抄本)
 - 四 その他参考となる資料

(交付決定通知書の様式)

- 第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。 (交付の方法)
- 第7条 この補助金は、概算払で交付することができる。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認 を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業により取得した財産)

第10条 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(補助事業により取得した財産の処分による収入)

第11条 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合に は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助事業により取得した財産の管理)

第12条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助 事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その 効率的な運営を図らなければならない。

(補助事業の事業運営実績報告)

第13条 県社協は、四半期ごとの事業運営実績について、書面で知事に報告 しなければならない。

(変更交付申請)

第14条 第6条で交付決定された金額の変更があった場合には、様式第3号のとおり変更交付申請書を毎年度3月31日までに提出するものとする。

(実績報告書の様式及び提出期限)

第15条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、その提出期限は、毎年度3月31日までとする。

(実績報告書の添付書類)

- 第16条 前条の実績報告書には、次の書類を添付するものとする。
 - 一 補助金精算額調書(別表3)
 - 二 貸付実績報告書
 - 三 埼玉県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付事業特別会計収支決算 書又は決算見込書(抄本)

(交付額の確定)

第17条 規則第14条の額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補助事業の遂行)

第18条 補助事業が期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。

(補助事業の廃止)

第19条 県社協は、介護福祉士修学資金等貸付事業を廃止する場合には、県 社協が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の貸付計画等を知事 に報告するとともに、補助事業を廃止する時期までの間接補助金の額の合計 額を限度として知事が定める額を県に返還しなければならない。

(書類の整備保管)

- 第20条 県社協は補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備 え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備しておかなければ ならない。
- 2 前項の規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の額の確定の日(事業の中止

又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の修 了後5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第21条 県社協は、様式第6号記載の暴力団排除に関する誓約事項について 補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこ れに同意したものとする。

附則

- この要綱は、平成28年6月27日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年3月31日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年7月17日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年7月8日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年9月1日から施行する。